

(5) 被災地支援・インターンシップにおける単位認定について

学生が本学の定める機関、又は活動の証明が可能な外部機関等で被災地および避難所における復興支援に参加した場合、「被災地支援・インターンシップ」として、4単位、2単位、1単位のいずれかの単位修得が、以下の要領で可能である。

1. 内容

- (1) 被災地および避難所などにおける復興支援活動。
- (2) 被災地の民間企業、NPO、自治体等における実務実習。

2. 申請条件（いずれかを満たすこと）

- (1) 被災地および避難所における復興支援活動であること。
- (2) 本学の定める機関、または活動の証明が可能な外部機関等で活動すること。

3. 単位認定方法

- ・自由選択科目と位置づけ、卒業要件単位として認める。
- ・履修登録上限の枠外として扱う。
- ・各科目1回のみの認定とし、複数回の認定は行わない。
- ・下記の「被災地支援・インターンシップにおける単位認定表」に基づき認定する。
- ・春学期は6月15日、秋学期は12月15日までに報告書等の提出がなされた活動のみ、当該学期の単位認定の対象とし、以後の期間にかかる活動は次学期の単位認定とする。

被災地支援・インターンシップにおける単位認定表

認定科目名	単位数	対象学年	単位認定基準	評価方法	成績評価	備考
被災地支援・インターンシップA	4	1～	120時間以上 (事前事後指導含)	活動記録及び報告書に基づいて評価する。	N（認定）	全学科対象 自由選択科目 複数履修不可 (各科目1回)
被災地支援・インターンシップB	2	1～	60～120時間未満 (事前事後指導含)			
被災地支援・インターンシップC	1	1～	30～60時間未満 (事前事後指導含)			

4. 申請から報告書等提出までの流れ

- ① ボランティア活動支援センターへ申し出て、「申請書」「活動記録」「活動証明書」の用紙を受け取る。
- ② 原則、活動開始の2週間前に、「申請書」をボランティア活動支援センターに提出する。必要に応じて、「活動機関に関する資料」も提出する。
- ③ 活動開始前に、指導教員から事前指導を受ける。
- ④ 活動終了後、原則として1週間以内に指導教員から事後指導を受ける。
- ⑤ その後、1週間以内に、「活動記録」「活動証明書」「報告書」を指導教員に提出する。
(ボランティア活動支援センター運営委員会で、単位認定を行う)

(6) 地域活動実習における単位認定について

学生が、活動の証明が可能な地縁団体や外部機関等が主催する地域課題に関連する活動などに参加した場合、「地域活動実習」として、4単位、2単位、1単位のいずれかの単位修得が、以下の要領で可能である。

1. 内容

- (1) 自治会・町内会などの地縁団体や外部機関等が中心となって地域課題に取り組む活動の実践。
- (2) 上記(1)に関連するその他外部機関等での学習及び活動実践。